

医療費のお知らせ（医療費通知）の確定申告利用

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんに、ご自身の医療費や健康に対する認識を深めていただくことを目的として、下記の期間中に医療機関を受診した世帯に「医療費のお知らせ」をお送りしています。

■ 国民健康保険の医療費通知時期

4月上旬発送	6月上旬発送	8月上旬発送	10月上旬発送	12月上旬発送	2月上旬発送
12・1月診療分	2・3月診療分	4・5月診療分	6・7月診療分	8・9月診療分	10・11月診療分

■ 後期高齢者医療制度の医療費通知時期

令和6年1月上旬発送	令和6年2月下旬発送
令和5年1月～9月診療分	令和5年10月～12月診療分

この通知は、確定申告の「医療費控除の明細書」として使用可能です。

なお、国民健康保険の12月診療分は、確定申告締め切り前に送付することができないため、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付しますので、ご了承ください。

※再発行はできませんので、医療費控除の明細書として使用する場合は、大切に保管してください。

- 問合せ ・ 通知内容に関すること 福祉保健課医療給付係
 ・ 確定申告に関すること 北見税務署 (☎ 23-7151)

高額介護合算療養費のお知らせ

医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が医療保険および介護保険から申請により支給されます。

- 医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません
 ○ 支給額が500円以下の場合には支給されません

■ 自己負担限度額表

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得 690万円以上】 212万円
		【課税所得 380万円以上】 141万円
		【課税所得 145万円以上】 67万円
1割	一般Ⅰ・一般Ⅱ	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1) 31万円
		区分Ⅰ(※2) 19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

町の国民健康保険または後期高齢者医療制度被保険者には、町または北海道後期高齢者医療広域連合から通知されます。

なお、計算期間中に世帯や医療保険に異動があった方には、通知がない場合がありますのでお問い合わせください。

- 問合せ 福祉保健課医療給付係・介護保険係

■ 問合せ 福祉保健課 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

農地の令和5年賃借料を公表

令和5年1月から12月までの農地の賃借料を公表します。

- 問合せ 農業委員会事務局

地域	件数	10a当たり		
		最高価格	最低価格	平均価格
川北地域	9件	14,000円	2,500円	7,643円
川南地域	7件	11,000円	1,500円	3,786円
訓子府川地域	1件	5,000円	2,500円	3,750円

農地の権利移動は農業委員会に届け出をしましょう

農地の売買・賃貸借・使用貸借などの権利移動および相続により農地の権利を取得した場合は、農業委員会への手続きが必要です。

また、農業委員会へのあっせん申し出があった売買の場合、税制の優遇措置が受けられます。

農地の転用には許可が必要です

原則、農用地区域内の農地および集団的に存在する農地は、転用することができません。

◇ 農地転用とは

農地転用とは、農地を農地でなくすることをいいます。つまり農地を住宅、工場、農業用施設、農畜産物販売施設、農畜産物処理加工施設、山林などの用地に転用することです。

※ 農業用施設とは、倉庫・格納庫・コンテナ置き場・堆肥盤・畜舎などです。なお、転用面積が2a（約60坪）未満の場合は、許可は必要ありません。

※ 農畜産物販売施設とは、直売所などをいいます。

◇ 農地転用には、なぜ許可が必要か

農地は、農業上大切なものであり、食料生産に欠くことのできない貴重な財産です。一度農地以外のものにすると、元に戻すことが困難なことから、将来に向かって、優良な農地が確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようにしています。

農地転用には、面積要件により農業委員会会長、知事または大臣の許可が必要になっています。

◇ 農地転用の手続きは

農地転用は、農地法という法律での許可が必要で、次の2通りがあります。

- ① 農地を所有する農業者が自ら農地以外に使用するため申請するもの
→ 農地法第4条
- ② 農地について転用を目的として、売ったり貸したりする場合に、売り主・買い主の連名で申請するもの
→ 農地法第5条

◇ もしも許可なく転用したら

■ 許可を受けないで無断転用した場合や転用許可にかかる事業計画どおりの転用をしない場合は、農地法違反となり、許可権者（農業委員会会長、知事または大臣）が工事の中止、原状回復などを命じることになります

■ さらに、これに違反した場合や違反転用における原状回復命令違反には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）という罰則の適用もあります

農地などのご相談は、地区農業委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

■ 問合せ 農業委員会事務局 (☎ 47-2204 役場2階 窓口2番)